

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第3回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	平成27年11月20日（金） 10時00分から 10時35分まで
開 催 場 所	枚方市民会館1階 第4集会室
出 席 者	会長：吉川委員、副会長：下村委員 委員：藤本委員、清水委員、津田委員、恩地委員、小野委員、 北村委員、加藤委員
欠 席 者	委 員：鶴島委員、岡委員、富田委員
案 件 名	議案第1号 審議会の会長及び副会長の選出について 議案第2号 枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について
提出された資料等の名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・議案第1号 資料1 枚方市景観審議会委員名簿 ・議案第2号 資料2 「枚方市屋外広告物条例・規則（案）及び枚方市景観計画（案）」に関するパブリックコメント（結果公表） 資料3 枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物の規制及び誘導について 資料4 屋外広告物等の規制及び誘導の検討に係るスケジュール（案） ・参考資料 参考1-1 諮問書の訂正について（報告） 参考1-2 既諮問書（写） 参考2 枚方市都市計画審議会答申書（写） 参考3 平成27年度第2回枚方市景観審議会会議録
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長、副会長の決定（会長：吉川委員、副会長：下村委員） 2. 枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導については提案とおりの内容とし、答申を行う

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

事 務 局： お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今より、平成27年度第3回枚方市景観審議会を開会いたします。

座って進行させていただきます。失礼いたします。

本日は、委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただき、また、前回任期からの引き続きの審議案件となることから、再任を快諾いただきましてありがとうございます。

本日の進行は、任期満了に伴う再任により、会長・副会長の選出が、まだなされていませんので、選出までの間、進行は事務局でさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、市を代表しまして、都市整備部長の戸野谷より、ご挨拶を申し上げます。

戸 野 谷 部 長： 皆様、おはようございます。都市整備部長の戸野谷でございます。

委員の皆様には、平素より本市行政にご支援とご協力をいただき、まことにありがとうございます。また、本日は何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

さて、昨年の秋に諮問をさせていただきました、景観計画等に即した屋外広告物の規制誘導につきましては、前回の審議会で、ご確認をいただきました条例改正に必要な手続等の内容を加えた案について、先月の10月にパブリックコメントを実施するとともに、先週の12日には、本市として都市計画審議会におきまして、意見聴取をさせていただいたところでございます。

本日の審議会では、このパブリックコメントの結果と、都市計画審議会からの答申内容をご報告させていただいたうえで、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物の規制及び誘導に係る改正案について、ご確認をいただき、ご答申をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事 務 局： それでは、委員の皆様におかれましては、前回任期から引き続きの就任となりますので、本審議会の委員の皆様と、市の担当職員の紹介については省略させていただきます。

次に、委員の出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は12名でございますが、本日は、9名の委員の皆様にご出席いただいております。

り、枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。

したがいまして、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、鶴島委員、岡委員、富田委員は、本日、所用のため、ご欠席でございます。

また、会議録の署名につきましては、前回からの取り決めに合わせて、五十音順で、今回は藤本委員と小野委員にお願いいたします。

欠席のため順番が変わりました、鶴島委員、岡委員につきましては、次回出席いただいた際にお願いしたいと思っております。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。なお、事前に確認いただくために送付していただいた資料から、一部修正している資料がございますので、資料の確認とあわせて修正している資料の説明をさせていただきます。

本日の資料につきましては、まず最初に、議事次第でございます。

議案第1号資料としまして、資料1。

議案第2号資料としまして、資料2、資料3、資料4でございます。

次に、参考資料といたしまして、参考資料の1-1、1-2、参考2、参考3でございます。

この中で、事前送付させていただいた、資料3の内容については、屋外広告物条例で諮問する事項として定められている部分を抜粋したもの及び景観計画の変更部分としておりましたが、これまでの審議の過程から、屋外広告物の規制・誘導に関する事項を総じて含めた内容に変更したことにより、パブリックコメント資料と同様の内容となりましたので、事前送付しました参考資料として添付しておりました、パブリックコメント資料は削除しております。このことから、資料3のみが、事前送付資料から変更になっているということでございます。

以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、机にあります氏名を記載させていただいております資料は、次回の審議会でも使用しますので、お帰りの際は、そのままにさせていただきたいと思っております。

本審議会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、原則公開としております。本日の議案、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員：（異議なし）

事務局： それでは、本日の審議会は公開するものといたします。
本日は、傍聴を希望されている方がおられませんので、ご報告させていただきます。

2 議 題

事務局： それでは、審議に移りまして、議案第1号の、審議会の会長及び副会長の選出について、事務局より説明させていただきます。

事務局： おはようございます。それでは最初に、議案第1号、審議会の会長及び副会長の選出について、ご説明をさせていただきます。

座って、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

本市議会の委員名簿をつけています。今回は、審議会での主たる審議案件が継続して審議されているため、全ての委員の皆様へ、引き続き審議をお願いすることになりました。再任につきましては、快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございました。

枚方市附属機関条例では、会長及び副会長は委員の互選によって定めるとございますので、議案第1号として、審議会の会長及び副会長の選出についてをお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

下村委員： 前回から、ずっと審議が続いている案件もございますので、引き続きまして、吉川委員に会長をお引き受けいただけたらと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川委員： はい。それでは、今、会長というご指名を受けましたんですが、副会長が会長の指名ということですので、やはり同じく、引き続き、下村委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

出席委員： (異議なし)

事務局： ありがとうございます。それでは、異議なしということで、吉川委員に会長、下村委員に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、吉川会長、下村副会長、お席の移動をよろしく申し上げます。

ありがとうございます。それでは、この後の審議の進行につきましては、吉川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉川会長： 再び、会長にご選出いただきました。皆さん、再任ということですし、先ほど、下村委員のほうからお話がありましたけど、案件も山積していません。新たに景観計画を変更すれば、屋外広告物条例と二つセットになりますが、いよいよ景観行政をスタートさせるというふうになっています。どうか今後とも、皆さんのご支援、ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

下村委員、一言、ご挨拶をお願いします。

下村副会長： 僭越ながら、吉川会長を補佐しまして、本市の景観行政に少しでもご協力させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

吉川会長： ありがとうございます。

それでは、本日の残りの1議案であります、審議案件第2号、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導についてを進めてまいりたいと思います。

なお、本案件につきましては、昨年10月に諮問を受けてから、これまでに審議会を4回、それから専門部会を1回実施し、検討を進め、その熟度を高めてまいりました。本年9月7日に開催した前回の審議会では、市が示す屋外広告物等の規制・誘導案について、中間答申をしたところでございます。

その後、市で、10月1日から20日までの間でパブリックコメントを実施されましたので、そこで提出のあったご意見等について、本日事務局から報告していただきます。また、景観計画の変更について、先週、都市計画審議会に諮問されておりましたので、その結果についてもあわせて報告していただきます。

これらの状況を踏まえて、改正・変更案の内容について確認し、最終の答申をしてまいりたいと思います。こういったことを踏まえまして、これからの審議をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局： それでは、議案第2号、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導についての説明に入りたいと思います。その前に、昨年の平成26年10月22日、都推第250号にて諮問させていただきました諮問書の内容に、一部記述の間違いがありましたので、少しご説明させていただきます。

恐れ入りますが、参考資料1-1、諮問の訂正についてをご覧ください。

正誤表で記載をしておりますが、第53条第1項を、53条と改めるものでございます。この場をお借りしまして、おわびして訂正させていただきます。

それでは、議案第2号、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について、ご説明をさせていただきます。

これまで条例見直しに向けてご審議いただき、本年9月7日に中間答申をいただきました。その後、本市におきまして、10月1日から20日までパブリックコメントを行いました。本条例の変更案に反映させるべき意見はございませんでしたので、中間答申をいただきました案を本市の最終案として取りまとめたものでございます。

資料2をご覧ください。

それでは、パブリックコメントでいただきました意見と、その意見に対する本市の考え方について、ご説明いたします。

意見募集期間は、平成27年10月1日より20日までとし、意見提出者は、個人が5人、団体が1団体でございました。

項目別意見数は、屋外広告物条例・規則(案)に関するものが10件、景観計画(案)に関するご意見はございませんでした。

提出された意見等及び対応する市の考え方につきまして、ご説明いたします。

それでは、次の2ページをご覧ください。

最初に表の見方でございますが、左側より、個人・団体の区分、そして整理番号、次に意見の項目、そして、ご意見等、市の考え方につきまして整理しております。

なお、ご意見等につきましては、文言等の加筆、修正は最小限にとどめ、提出文面を基本としております。

2ページに記載の1番目のご意見等につきましては、区域に関するもので、「今回改正では河川軸制限区域として天野川、穂谷川が入っていますが、なぜ船橋川は入っていないのでしょうか。」というものでしたが、市の考え方としましては、「景観計画の河川軸につきましては、規模や沿岸の整備状況、市域を横断する景観軸としての要素の有無等を勘案して定めております。このため、今回の基準等見直しの方針においては、本市景観計画との整合を図ることとし、船橋川沿岸区域については河川軸制限区域としての位置づけは行っておりません。しかし、新名神の整備と一部重複する箇所がありますので、当該箇所における船橋川沿岸区域の景観の方向性につきましては、今後の新名神沿道の整備の計画を見きわめ、景観計画

の変更も含めた検討を考えてまいります。」と回答しております。

次に、3ページをご覧ください。

2番目のご意見等としましては、基準に関するもので、「枚方市内では原則として、公共道路の地上広告看板、立看板、のぼり等は禁止すべきである。市民の交通安全を阻害し、また、何かあった時の緊急車、消防車等の通行の邪魔となる。」というものでしたが、市の考え方としましては、「屋外広告物法は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止を目的とするもので、本市屋外広告物条例も、この目的を達成するための基準等を規定しており、広告物を掲出することで安全を阻害することになるもの等については、禁止物件や禁止広告物として現行条例でも定めております。改正案においても現行条例と同様に、街灯、信号機及び道路標識、並びに道路上の柵及び駒止への広告物の掲出は禁止する等しており、引き続き道路交通の安全確保にも配慮してまいります。」と回答しております。

次の3番目のご意見等としましては、区域に関するもので、「重要視すべきは、規制範囲（沿線距離）ではなく、実際に展望（視認）できる場合の規制であり、道路上から見た良好な景観の形成を図っていただきたいと思っております」というものでしたが、市の考え方としましては、「道路軸制限区域の範囲の変更につきましては、表示制限を課す必要のある範囲を精査したうえで、区域を今回変更することとしております。今回、沿道から50mの区域を表示制限の対象とすることで、景観計画との整合も図り、より良好な景観形成につながると考えております。また、今回の改正による景観（展望景観を含む）への影響を見守り、展望できる範囲への規制については、今後の検討事項と考えております。なお、表示制限のかからない区域につきましては、許可が必要な広告物については許可の基準により、過度に大きな広告物の掲出を制限しております。」と回答しております。

次に、4ページをご覧ください。

4番目のご意見等としましては、基準に関するもので、「万一のときの安全管理などの指導や責任の所在を明確にできるのか心配です。」というものでしたが、市の考え方としましては、「今回の改正案では、広告物の規模や許可申請の要否にかかわらず、管理者の設置を義務づけることとしております。また必要な際には、市が広告物に関して報告を求めることや、職員による立入検査ができることとして規定し、安全管理の促進に努めてまいります。」と回答しております。

次に、5番目のご意見等としましては、基準に関するもので、「例外基準の適用対象である道路軸沿道の道先案内図の1基あたり30㎡以内、高さ10m以下というのは、大き過ぎるのではないのでしょうか。道案内（誘導）が必要な施設の対象を一般の病院や店舗等も可能とされてくれば、

利便性も上がると思います。」というものでしたが、市の考え方としましては、「本規定の適用対象の施設については、利便性向上の観点から不特定多数の方が誘導用や目印として捉えているものに限定しております。このため、ある程度視認性を持って表示される規模として、一般的に多い一面が10㎡程度の3面表示する広告塔を想定して、1基あたりの総表示面積を30㎡以内としたものです。」と回答しております。

次の6番目のご意見等としましては、適正管理に関するもので、「最近、看板等が落下して通行人が死亡したり、けがをする事件が発生しています。これについても、ぜひ、条例案に入れてください。」というものでしたが、市の考え方としましては、「今回の改正案では、広告物の規模や許可申請の可否にかかわらず、管理者の設置を義務づけることとしております。また必要な際には、市が広告物に関して報告を求めることや、職員による立入検査ができることとして規定し、安全管理の促進に努めてまいります。」と回答しております。

次に5ページをご覧ください。

7番目のご意見等としましては、屋外広告物全体に関するもので、「景観の規制をつくり、事業者への負担を強いるのではなく、エリアごとに集中看板を設け、利用者（お客様）の利便性を図り、景観をつくることへの投資を行政側も行う（補助）等で景観が価値をつくり、お客様を集め、事業の利益が出、さらににぎわう前向きなベクトルにする施策を考えていただきたい。」というものでしたが、市の考え方としましては、「屋外広告物法は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止を目的とするもので、本市屋外広告物条例も、この目的の達成を念頭に置いています。また、本市の景観づくりの目標は、本市都市景観基本計画で、枚方の新たな魅力をつくることとして、良好な景観形成を推進しています。今回の改正は、屋外広告物施策と密接に関係する景観施策との整合を図り、良好な景観形成により、まちの価値をつくっていくため、広告物の基準等の見直しを行うものです。なお、重点区域（枚方宿地区）では、歴史的景観の保全及び整備のための補助制度を設けております。また、重点区域を含む枚方市駅周辺の新しいまちづくりのにぎわいづくりには、景観協定など良好な景観形成につながる市民や事業者の自主的な活動への支援が有効であると考えています。」と回答しております。

次の8番目のご意見等から、6ページに記載の10番目のご意見等までは、意見というよりも質問でしたので、この場でのご紹介は割愛させていただきます。

6ページをご覧ください。

6ページの最下段のローマ数字VIの部分ですが、ご説明しましたとおり、枚方市屋外広告物条例・規則（案）及び枚方市景観計画（案）への反

映すべきものではなく、原案どおりとしております。

また、本パブリックコメント実施に合わせ、平成27年10月3日から7日の間で、事業者説明会を3回実施しております。

次に、都市計画審議会の意見聴取について、ご説明いたします。

景観法の規定で、景観計画を新たに策定する場合や、今回のように変更する場合は、都市計画審議会の意見を聴くこととして規定されていますので、今回、意見聴取させていただいたものでございます。

参考資料2をご覧ください。

景観計画の変更につきましては、去る11月12日に、本市都市計画審議会に付議をし、ご意見を伺いましたが、意見なしの答申をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

それでは、資料3をご覧ください。

以上のことから、中間答申でいただいた案と同じ内容を最終案として取りまとめましたので、ご確認をしていただきますようお願いいたします。

なお、今後のスケジュールにつきましても、資料4として添付しておりますのでご参照ください。

以上で、案件の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

吉川会長： 今の説明にもありましたように、市としてパブリックコメントにより、屋外広告物条例・規則（案）及び景観計画（案）の変更はなく、都市計画審議会においても景観計画（案）について意見なしということでございますが、特にパブリックコメントの市の回答で、ご質問やご意見、ご提案などをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

藤本委員： このパブリックコメントへの返答は、もうされたのでしょうか。読み取れなくて。もう返答されたのでしょうか。

ちょっと気になったのが、7番の個人の方への返答なのですけれども、後半の部分です。何か多分、もっとメリットをつけることをしてくれないかという意見だと思うのですけれども、重点地区への補助制度は設けていますというところはわかるのですけれども、後半の景観協定など、市民や事業者への自主的な活動への支援が有効であると考えていますと、考え方を出されただけで、どういうことをしますというのが、ここに回答としては入っていないなと思って聞いていたのですけれども、これから具体的なご支援をしていかれるわけですね、そういう何か言い方をちょっと変えられたほうがいいかなと思いました。

制度がありますという言い方は、しにくいでしょうか。

事務局： この方へのご回答については、こういった表現でさせていただきますが、市のホームページの中で、現在、そうした仕組みがございますよといった紹介を、できるだけ丁寧にさせていただくように心がけたいと思います。

吉川会長： ほかにございませんでしょうか。

加藤委員： 今回のパブリックコメントの数なんですけれども、ちょっと見ていると、思っているより少ないのかなと思ったんですが、その辺に関しては、どれくらいの数を期待されていて、あつた数に関して、どうお考えになっているというか、その辺をお答えいただいてよろしいですか。

事務局： 実際に、パブリックコメントは、多くの意見箱の設置や市の広報も活用して周知を行い実施しました。意見の数については、想定はしづらかったです。

吉川会長： よろしいですか。

加藤委員： はい。

吉川会長： 先ほども、申し上げたように、熟度を上げてきておりますので、かなりのご意見はいただいているかなと思います。パブリックコメントのほうも、かなりのところ、我々の意見といいますか、市側の意見というのが、どこまで伝わっているかというのは、もう一つわかりかねるところはありますが、ご質問された方々は、非常にわかっておられて質問されてこれているようなイメージを受けます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、原案どおりの内容で良いということにさせていただいて、議案第2号の枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導については、本日の審議会終了後、会長である私と下村副会長のほうから市長に答申することとして、委員の皆様のご了承をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： 答申書の鑑となるものを、事務局から配付していただけますでしょうか。先ほども、若干の説明にあつたと思いますが、答申書の別添には、本日の資料3をつけるものとします。

答申書の鑑といたしますか、資料3をご覧ください、ご確認いただいたうえで、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： それでは、これで議案2を終了させていただきたいと思います。

3 その他

吉川会長： 事務局のほうから、連絡事項等がありますでしょうか。

事務局： ございません。

吉川会長： 今日はある種の間答申を受けて、取りまとめということで、ご確認をいただいたということになります。

4 閉会

吉川会長： それでは最後に、都市整備推進室の太田室長より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

太田室長： 本日は、ご審議ありがとうございました。

枚方市都市景観基本計画等に即した屋外広告物等の規制及び誘導につきましては、昨年10月に諮問させていただいて以降、本日を含め、6回にもわたるご審議のうえ、このたび、答申として取りまとめていただきました。まことにありがとうございます。

この後、別室にて、吉川会長、下村副会長には、審議会を代表していただきまして、市長に直接、答申をしていただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

今後の予定でございますが、屋外広告物条例につきましては、本日いただきました答申内容を踏まえ、条例改正を、12月の議会への提出を予定しております。

また、来年3月には、屋外広告物のガイドラインなど、残されました課題の検討に向けた審議会の開催をお願いする予定でございます。

引き続きタイトなスケジュールではございますが、効率的な運営に努め、取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には、何かとお力添えくださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

吉川会長： それでは、本日の審議会は、議事だけで終わりとさせていただきます。
これをもちまして、平成27年度第3回景観審議会を閉会させていただきます。
次回の審議会は、先ほども太田室長のほうからもございましたが、3月ごろに開催したいと思います。
本日は、委員の皆様方、朝早い時間から、時間は短いことになっていましたが、ご参集いただきましてありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。